



2019年9月13日

各 位

会 社 名 株式会社ナイガイ
代表者名 代表取締役社長 今泉 賢治
(コード番号：8013 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部門担当 市原 聡
(Tel 03-6230-1654)

2020年1月期第2四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出についてのお知らせ

当社は、2019年9月13日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2020年1月期第2四半期報告書（自2019年5月1日至2019年7月31日）

2. 延長前の提出期限

2019年9月17日（火）

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年10月15日（火）

4. 提出期限延長を必要とする理由

2019年9月2日付「連結子会社における不適切な会計処理について」にてお知らせいたしました通り、連結子会社であるセンチレーワン株式会社において過年度にわたる不適切な商品在庫の計上が行われていた可能性が判明いたしました。当社としましては、同年9月11日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、特別調査委員会を設置し、関係者へのヒアリング、会計データ及び関係資料等の調査を行う等、実態解明に努めており、同時にナイガイグループのガバナンス体制に係る事実関係の把握や原因分析等も必要となるため、相応の期間を要することとなりました。さらに、全容解明後、四半期報告書の作成及び調査結果により必要となる作業並びにそれらに関する有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューの結論の表明のための追加的な手続の実施時期を考慮すると、本来の提出期限である2019年9月17日に2020年1月期第2四半期報告書を提出し得ず、やむなく提出期限の延長申請を行うことといたしました。

なお、当該特別調査委員会による調査で約30日間、2020年1月期第2四半期報告書の作成で約14日間、監査法人による監査手続で約14日間とそれぞれ時間を要する予定であり、これら作業を一部並行して行うことにより約34日間の時間が必要であると見込んでおります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上